

高対第1000号
平成27年3月10日

各指定介護老人福祉施設の管理者
各指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者

） 様

栃木県保健福祉部長

栃木県特別養護老人ホーム入所等に係る指針の改正について

本県の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設(以下「施設」という。)については、限られた資源の中で、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図るため、平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が認められることとされたところです。

このため、本県では、栃木県老人福祉施設協議会及び栃木県高齢者福祉協会とともに、特例入所に係る手続き等について検討を重ねてまいりましたが、今般、「栃木県特別養護老人ホーム入所等に係る指針(以下「指針」という。)」を別紙のとおり改正し、平成27年4月1日から適用することといたしました。

各施設におかれましては、本指針の改正を踏まえ入所に関する基準を改正の上、引き続き入所の必要性が高い申込者の円滑な入所に努められるようお願いいたします。

また、各施設での基準の改正及び適用に当たりましては、関係市町村と調整の上、混乱が生じることがなく円滑に実施されるとともに、既に入所している方に対しても御説明くださるよう併せてお願いいたします。

栃木県保健福祉部
高齢対策課 事業者指導班
TEL 028-623-3149

栃木県特別養護老人ホーム入所等に係る指針

平成15年3月10日制定

平成27年3月10日改正

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という）への入所申込みが増加している中で、特別養護老人ホームの入所に関する基準を明確化することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保し、入所の必要性が高い申込者の円滑な入所に資するため、栃木県、栃木県老人福祉施設協議会及び栃木県高齢者福祉協会がガイドラインとして示すものである。

各施設においては、この指針を踏まえ入所に関する基準を作成し、申込者に周知するものとする。

2 入所の対象者

入所の対象となる申込者は、**要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者のうち、介護の必要性や居宅における介護の困難性等を勘案した別添1の「入所申込者評価基準」（以下「評価基準」という。）により算出した点数に基づく順位付け（1次判定）の結果が上位の者で、各施設が設置する入居に係る決定（2次判定）を行う検討組織（以下「入所検討委員会」という。）が認めた者とする。**

なお、特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、別添2の事情を考慮するものとする。

3 入所申込みに係る手続き

入所の申込みは、本人・家族等が介護支援専門員又は申込みを行う施設の生活相談員を通じて別添3「入所申込書」により行うものとし、別添4「入所に係る介護支援専門員意見書」又は別添5「入所に係る生活相談員意見書」を添付するものとする。

なお、施設は、**要介護1又は2の方からの申込みがあった場合には、入所申込者に対し、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を求めるものとする。**この場合において施設は、入所申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって、その意見を求めるものとする。

4 入所検討委員会

- (1) 施設は、入居を決定するための入所検討委員会を設置しなければならない。
- (2) 入所検討委員会は、施設長、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の当該施設の職員その他、当該法人の評議員、地域の福祉関係者などの第三者の委員を参加させることが望ましい。
- (3) 入所検討委員会は、施設長が招集し開催する。

(4) 入所検討委員会は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という）の上位複数の者について2次判定を行い入所決定を行う。

なお、施設は、予め選考者名簿を、「評価基準」により算定した点数が上位の者から順に作成しておくものとする。

(5) 2次判定においては、入所申込者の個別の特殊事情、当該施設の男女別の部屋の構成や入所者の状況等を総合的に勘案するものとする。

(6) **2次判定の対象者に、特例入所対象者がいる場合には、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めるものとする。**

(7) 入所検討委員会は、入所に係る審議の内容を記録・保管するものとし、申込者等からの請求があった場合には開示するものとする。

(8) 施設長は、当該施設退所者の再入所及び老人福祉法に定める措置委託による場合は、入所検討委員会の審議によらず入所決定を行うことができる。ただし、当該施設退所者の介護の必要性や居宅における介護の困難性等が当初入所時に比べ軽減されていると認められる場合は、入所検討委員会の決定によるものとする。

5 緊急入所の場合の取扱い

(1) 対象者

災害、介護者の緊急入院、虐待、その他の事情により、短期入居生活介護の利用可能な期間を超えて施設へ緊急入所することが必要であると施設長が認めた申込者とする。

(2) 緊急入所の申込みは、本人・家族等が介護支援専門員又は申込みを行う施設の生活相談員を通じて行うものとする。

(3) 入所の決定等

① 施設長は、緊急度を調査の上、入所決定を行うものとする。

② 施設長は、調査結果及び決定内容を記録・保管するとともに、その内容を入所検討委員会へ報告するものとする。

③ 施設長は、緊急入所の原因となった事由がなくなると認められる場合は当該入所者を退所させるものとする。この場合において、当該入所者が通常の入所申込みを行うことを妨げない。

6 附則

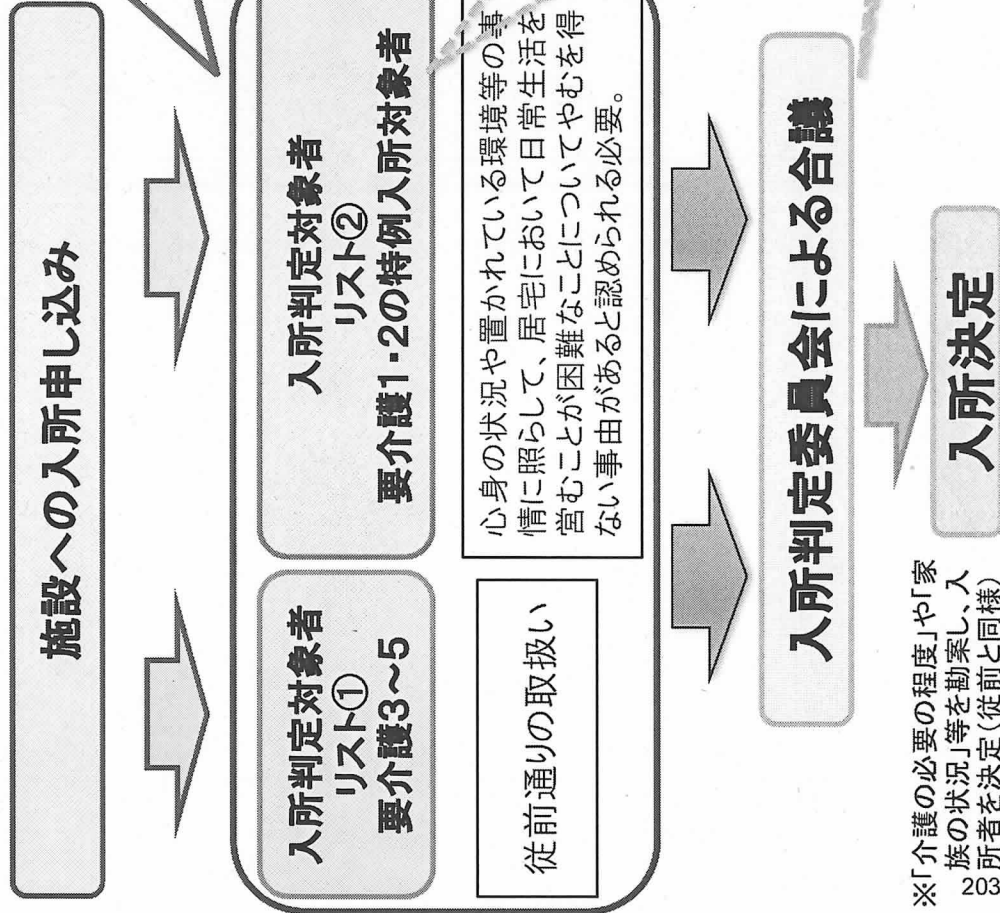
この指針は、平成15年4月1日から適用する。

この指針は、平成27年4月1日から適用する。

指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（イメージ）

参考資料

- 要介護3～5の入所申込者については、従前通りの取扱いにより「入所判定対象者」を選定。
- 要介護1・2の方が入所を申し込むこと自体を妨げないが、「入所判定対象者」となるためには、「居室において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」が必要。その判断の際には、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等を実施。
- その上で、「入所判定対象者」全体の中で、入所判定委員会において「介護の必要の程度」や「家族の状況」等を勘案して、最終的な入所者を決定。



【考慮事項】

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

【市町村の適切な関与】 ※市町村の独自の取組を妨げるものではない。

- ① 施設は、入所申込者に対して、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求める。
- ② 施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。
- ③ ②の求めを受けた場合、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居室等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できる。
- ④ 施設は、入所の必要性の高さを判断するに当たっては、改めて保険者である市町村に意見を求めることが望ましい。

※「介護の必要の程度」や「家族の状況」等を勘案し、入所者を決定（従前と同様）